

地域防災訓練支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市補助金等交付規則（平成9年三田市規則第1号）に定めがあるものを除くほか、三田市内の区・自治会、自主防災組織又はまちづくり協議会等（以下「地域団体」という。）が実施する防災訓練等に要する経費の全部又は一部を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、地域団体（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、風水害、土砂災害、地震等の災害を想定したもので、将来の災害への備えを充実させるために、地域団体と学校とが連携し、実施する避難訓練、防災訓練等の事業とする。

2 前項の補助対象事業には、災害時要援護者支援に配慮した避難訓練、防災訓練等をその内容に盛り込まなければならない。

3 市長は、補助対象者が補助対象事業について、この要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、当該事業を補助対象としないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、前条の事業に要する経費のうち、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、第3条の事業に要する経費の全部又は一部とし、1補助対象者につき30千円を上限額とし、補助回数は一小学校につき1年度に1回とする。

(合同で実施する場合の事業の申請)

第6条 第3条の事業を複数の補助対象者が合同で実施する場合は、一の申請として受け付けるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年7月9日から施行する。
(「1.17は忘れない」地域防災訓練等事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 「1.17は忘れない」地域防災訓練等事業補助金交付要綱(平成21年4月1日施行)は、廃止する。

別表(第4条関係)

対象経費	内容
謝 金	訓練等指導者への謝金
旅 費	訓練等指導者の旅費
会議費	お茶代等
借上料	会場使用料、機材使用料等
印刷製本費	チラシ等印刷費、報告書等作成費、コピー代等
資料購入費	書籍、DVD等(備品除く。)
通信運搬費	郵送料等
消耗品費	訓練用消耗品、事務用品等(備品は除く。)

付 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。